平成２４年（フ）第６３４号
大阪市東成区中道２丁目24番19号
破産者　株式会社中村酒店
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３６５号
大阪市北区大淀南１丁目９番16号
破産者　環光テクノサービス株式会社
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８９４号
大阪市福島区福島２丁目８番１号
破産者　有限会社サンセイビジネス
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９４９号
大阪府吹田市南金田２丁目３番26号
破産者　株式会社テクノ
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０号
福岡県三井郡大刀洗町下高橋3266番地
破産者　グリーンファーム株式会社
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１６９号
愛知県江南市般若町東山393番地
破産者　有限会社塩村鉄建
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２１６号
滋賀県草津市東草津１丁目２番56号
破産者　矢崎産業株式会社
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５０号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目２番21号
破産者　竹中電子株式会社
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２０号
兵庫県西宮市越水町６番24―201号、前住所兵庫県宝塚市中山寺１丁目５番27号
破産者　中川　勝治
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５６８号
埼玉県ふじみ野市北野２丁目７番２号
破産者　小池　嘉明
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２２５５号
名古屋市緑区乗鞍１丁目1004番地　ウエスト徳重３Ａ号
破産者　井上　三男
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３０１号
愛知県瀬戸市萩山台９丁目92番地、開始決定時の住所愛知県瀬戸市萩山台９丁目93番地
破産者　守田　欣郎
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１号
大分市徳島３丁目５番19―12号　県営徳島住宅
破産者　小野　忠善
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４０３号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目９番10号　セジュールＡ102号
破産者　笹川　次雄
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
青森市奥野１丁目４番10号
破産者　中村　公英
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７号
群馬県太田市下浜田町489番地10　Ｕハイツ　Ⅱｎｄ―202号、開始決定時の住所岩手県奥州市水沢区佐倉河字竈石18番地２
破産者　鈴木　正弘
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１３８８号
横浜市鶴見区岸谷２丁目21番18号
破産者　佐藤　晋一
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２５２号
神奈川県鎌倉市梶原１丁目16番13号
破産者　徳光　克之
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部